

第 18 回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日時：令和 2 年 12 月 9 日(水)

13 時 30 分～15 時 41 分

場所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】 柳楽議員

【事務局】 古森局長、下間書記、中谷庶務係長、近重議事係長

議 題

1 政務活動費の広聴費について

(1) 活用事例案について

2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

(1) 議員政治倫理条例の改正にかかる検討について

3 その他

- ・ 請願者等の意見陳述の機会について（案）の検討

【議事の経過】

(開議 13時30分)

牛尾委員長

第18回議員定数等議会改革推進特別委員会を開会する。本日の議題は大きく2つあるが、それぞれ1時間程度協議し、議題1が終了したら一旦休憩を入れるのでそのように願います。

議題1 政務活動費の広聴費について

(1) 活用事例案について

牛尾委員長

事務局から説明をお願いします。

下間書記

前回に広聴費についてサンプルをいくつか示し、こういう場合なら使えるという提案をしてほしいとの要望があったので、正副委員長と協議して事務局でつくってみました。

今、政務活動費交付マニュアルの広聴費についてタブレットに配信した。議員には政務活動の交付マニュアルを既に配付していて、ご覧になっていると思うが、その中の広聴費を抜粋した。黒字部分は既存の規定、赤字は追加部分である。

(以下、資料をもとに説明)

下間書記

以上このように少し具体的なことを書いて、広聴費を活用してもらえればと思う。

牛尾委員長

具体的な例を示してもらった。充当例案から、例えば意見交換会のお茶はペットボトル程度、菓子は200円程度というのは、正副委員長と事務局とで事前に協議して決めた。

1つずつ順番に確認していきたい。沖田委員から。

沖田委員

私は積極的にやるべきかと思う。

佐々木委員

よいと思う。

小川委員

妥当だと思う。

西田委員

私もよいと思う。

西村委員

はい、そう思う。

牛尾委員長

では充当例はこのような例でいくということによろしいか。

(「はい」という声あり)

その下の欄だが、支出できない経費、支出できる経費と注意点を細かく書記が示してくれた。ここまで例が示してあれば、広聴費が使いやすいのではないか。これについても順番に伺いたい。このような事例を示すということによろしいか。

沖田委員

はい、とてもわかりやすい。

佐々木委員

少しわかりにくいところがあったのだが、印刷製本費の成果品と重複する場合には政務活動費収支報告書添付資料に明記の上、省略可とする、というのがよくわからない。別の項には印刷製本費については必ず成果品そのものを一部添付することとあるが。

下間書記

アンケート用紙などで印刷製本費。

佐々木委員 下間書記	郵送代を支出した場合には、実際に送付したものを、これも印刷か。 アンケートを例えば地域住民にする際、用紙の郵送代を支出したとき に、これを送ったのだというものをつけてもらわないといけない。
佐々木委員 下間書記	だけども印刷製本費の成果品と重複。 重複するではないか。
佐々木委員 西村委員 下間書記	つまりチラシ自体が重複する場合。 郵送料と印刷製本費は違うのだろう。別項目であるのだろう。 その場合、両方につけてもらうのは面倒かと思うので片方でよいとい う意味である。
佐々木委員 下間書記	なるほど。 結局、郵送代なら何を郵送したかがわかるようにしてほしいというこ とである。わかりにくかったら両方につけてもらってよい。
佐々木委員 牛尾委員長	資料を添付するのを省略する。 両方につけることになるので。わかりにくいなら、面倒だけど両方に つけるようにするか。
佐々木委員 下間書記	ここは、郵送代の請求はよいといっているのか。 郵送代の請求は認められている。
佐々木委員 下間書記	郵送代はよいといっているのか。 添付するのを省略できるという意味。
古森局長	郵便物の内容は印刷製本費と同じなど、一言書いてもらったらわかり やすいかもしれない。
西村委員	アンケートをつくるのに経費がかかるし、郵送するのに経費がかかる。 郵送の場合には添付は不要だということが言いたいのだろう。
牛尾委員長	そのとおりである。成果品と郵送するものが同じ場合には、というこ とでこういう書き方がしてある。
佐々木委員 下間書記	郵送代の領収をつけるのだろう。 郵送代の領収はつける。かつ、郵送代のときは何を送ったかわかるも のもつけてもらわないといけない。
佐々木委員 下間書記 小川委員	これが、現物あるいは写しとし。ただし重複する場合は。 省略できる。つけてもよい。省略を可とするという意味なので 支出できる経費と注意点の下あたり、これはどういう見方をするかが 3行書いてある。誤解を生じさせないような時期、内容とあるが、例え ば場所も関係あるのかと思った。そこが、例として意見交換会の状態と かアンケートの取り組みが可能性としてあると思うが、3行のところで 政党活動や後援会活動と誤解を生じさせないような、という点が一番ポ イントになる。恐らく支出報告を出したときに監査委員の指摘だとかや オンブズマン的な方にこの支出は正当かと指摘されたら、ここが一番ポ イントになる。政党活動だとか選挙活動だとかを含めてつながるときに 時期と内容、対象者もそうだが、こういう縛りがあると、その危険性が あればなかなか使いにくいのだろうが、しかし使われるときにはこれが

下間書記

該当しないということで使われる可能性があれば、これでよいかという感じがする。僕らの感覚からいくとなかなか使いづらい気はするが、使われる方についてはこの文言でよいと思う。

牛尾委員長

だからこそグループや会派、ただ政党でつくられた会派だとまた誤解を生じる可能性はあるのだが、個人でされるよりは数名でやるほうが、政党活動と見られにくい。

西田委員

どちらにせよ政務活動費を報告するときに、問題があるかはチェックを受けるので、そこでだめなら却下になる。グレーゾーンもあるが恐らく事務局チェックの段階でアウトなものはアウトになるので、迷惑はかからないと思うのだが。

笹田委員

これはあくまで広聴費の使途基準なので、広聴費が使える枠が設けてあるという考えなので、細かくできていて私は別に問題ないと思う。自分でもし広聴費を使うとなると、普段日常的にあるとすれば意見交換というのは後援会や政党の集まりがどうしても普段から多いので、それ以外の公となると議会報告会的なものや、公民館や自治会で呼ばれたときに行った行事なりの間で意見交換をすることが含まれるので、その間で堂々と広聴費を使った政務活動というのがなかなか縛られてくる。自分がもし使うとすれば、あまりこまめな人間ではないので、あまり使わない気がする。これはこれで、使途基準として設けられているのでよいと思う。

下間書記

僕も選挙活動にならないように、というだけでよいと思うが、時期をいわれと、ではいつからならよいのか、半年前ならよいのか、期限がわからない。半年前にやったら選挙活動をしているという人もいるかもしれない。しかし選挙活動という言葉がある以上は、そこでしっかり理解していただき、それにならないようにという程度でとどめてもよいのかと思う。

笹田委員

あと1つ、市民から連絡があって遠いところに来てくれということで現場を見に行ったりする場合は、広聴費になるのか。

牛尾委員長

条例上でも住民相談などとあるので、だめではないのかもしれないが、よその市議会の例を見てもらったときに、日々の住民相談を除くというのもあった。

下間書記

その部分がここには書いてないから、もしそういうことを決めるなら、そういうこともしっかり記述すべきかと思う。

笹田委員

今の、日々の住民相談を除くというのは具体例として書くか。

牛尾委員長

条例上でもう、住民相談などの活動に要する経費は認めると書いてある。

笹田委員

その内容は書かれていないので、こういった場合はどうかとか。

普通呼ばれていっても、遠くに行けばガソリン代を上げるかといえば、上げないから。

例えばそこでお茶を出して飲んだとか。

牛尾委員長
下間書記

遠くに行けば、缶コーヒーを持って帰れという話はあるが。
1対1で住民相談を受けるときに議員側がペットボトルとお菓子を持ち出しするというのは何か違うような気はする。そうすると交通費くらいしかなくなって。

笹田委員
下間書記
笹田委員

使えないものなら定義するべきではない。
住民相談というのも、何人かで。
そうすると何人なのかも決めておかないと。そういう思いがあった。せっかくなら全部整理して出したほうがよい。

牛尾委員長

新聞の場合は選挙前半年を切ると個人名は出さない。昨日の新聞の記事には総務文教委員会の委員長名が記載されていた。確かあれは新聞社の協定があるのではないか。新聞の協定があって選挙前半年を切ると、記事に個人名を出さないという協定があると思う。

西田委員

それに合わせるなら、選挙の半年前は広聴費での活動は皆グレーになる。

牛尾委員長

ただこれは、こういうことでは使えるという具体例なので、あまり細かいことはどうなのだろう。

笹田委員

もともとこれを使いやすくするためなので、それにはきちんとしたルールがないと今まで以上に使えないと思う。会派でやるといったイメージしか湧かない。例えば私と別の議員で行うということもあるかもしれないが、今のところ会派で広聴の関係をすることがこれを見る限り可能なのかなと思うが、個人で広聴費を使おうとしても、今は使えそうにないと思う。

牛尾委員長

今度、総務文教委員会はPTAと幼稚園の問題について意見交換をする。そうするとここでお茶が出せる。そのかわり頭割りになる。8人で対応するから。だからつくっておけば、ぼちぼち使えるものが出てくるのだけど。例えば風力発電に関する地域住民アンケートなどをやるなら、文書をつくって一定の家に折り込みを入れる。すると文書制作代と折り込み代は落とせる。どこか場所を借りて意見交換会をやるなら会場代も出る。今まではそういった具体例を示してなかったの、どこまで使えるのかわからなかった。今度はその程度のことは使えるというので、いろいろなケースがあるのだろうが、マニュアルにしても都度都度とりあえずつくっておいて、直さないといけないことがあればその都度、進化の過程でつけ加えるか書き直すかやっついていかないと、対応できないと思う。

笹田委員
牛尾委員長
笹田委員

とりあえず当面、スタートに当たっては一定のものでご理解いただければと。広聴費をいつまでも議論しているわけにいかないの。

僕は意見を求められたから言っただけで、それはもう任せる。

どうしてもこれは困るというものがあれば言っていたきたい。

ただ、誤解を生じるものは書かないほうがよい。選挙活動にならないように配慮すること、だけでよいかと思った。

下間書記
牛尾委員長
それは諮って決めてもらったら除く。
後援会活動などとのバッティングがないようにするというのは書いておかないと、その辺がまずいのではないかと。

下間書記
笹田委員
消すとしたら時期や内容という点か。
そう。選挙活動というのが政党活動も後援会活動も3つ入れてもらって。

下間書記
牛尾委員長
時期と内容の部分だけ消そうか。
では、「時期や内容」の部分を外したいと思うがよろしいか。
(「はい」という声あり)
それ以外に、西村委員から何かあるか。

西村委員
牛尾委員長
下間書記
言うことはない。
では1ページ目は、とりあえずこれで行くということでよろしいか。
1点、支出内容のところに旅費がなかったの、条例上で旅費は出せることになっているので、旅費というのも加えさせてほしい。

牛尾委員長
下間書記
牛尾委員長
古森局長
下間書記
どこに入れるのか。
支出内容、上から2段目のところである。
はい。
充当例等、のところの1行目にも。合計2か所。
はい。文書通信費というのも条例上にはあるがこちらにはなかったの、条例に合わせていくつか修正をさせてほしい。
(「はい」という声あり)
細則も先ほど言った、14日以内に報告書を提出するというのはオーケーか。

牛尾委員長
では、とりあえずここまでのところは。
次に、意見交換会の実施報告書、2週間以内。これはよろしいか。
(「はい」という声あり)
ではとりあえずここについては全て了解いただいたので、先ほどの、訂正だけで入れて再度各委員に送ってもらえれば、それでよいか。
(「はい」という声あり)

下間書記
検討結果が終わったものは、議会改革に関する検討結果ということで議長に報告させてもらっているのだが、先ほどの点を修正して第3回の報告ということで、議長宛てに報告させてもらってよいか。

牛尾委員長
よろしいか。
(「はい」という声あり)
議長宛てに送れば議長が議会運営委員会に報告するのか。

下間書記
はい、このような検討になったと言ってもらって、議会運営委員会で了解してもらえば、議会運営委員会から各議員に伝わるというイメージである。

牛尾委員長
ではそのように取り計らうので、よろしく願います。
区切りがよいので一旦ここで休憩とする。10分程度。

[14時01分 休憩]

[14時10分 再開]

議題 2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

(1) 議員政治倫理条例の改正にかかる検討について

牛尾委員長

とりあえず順番に説明をする。まず審査請求だが、現状は議員2名以上がとなっているが、前回、前々回に資料を提供していただき学習したが、いろいろなパターンがあるので、ここはやはり手を入れないといけないのではないかと思う。

なぜこのような政治倫理条例になったかというのと、当時不祥事が全くなかったのだが全国事例ではいくつかあった。浜田市議会とすれば、大学の先生が4人来て、議員提案条例がないから新聞で叩かれた。とにかく条例をつくろうというので、一番つくりやすいのは自分らの任務に係ることを自分らが決めるなら簡単だろうというので、政治倫理条例を1本、それと地産地消条例の2本を提案して現在に至っている。

何も具体例が身近にないので想像の中、皆で知恵出してつくったのがこの政治倫理条例である。議員2人以上がというのは今考えると違和感がある内容だが、当時はそういう平和な状況でこれをつくったためにこういう内容になっている。最近の各市の条例と比較すると大きな乖離がある。ここは当然協議しないとイケない。

ではどうするのか、皆の意見をいただきながら合意形成し、これなら妥当だという線を出していただきたい。とりあえず順番に聞いていこうか。

沖田委員

1名か2名かにもよるのだが、やはり議員の連名が必要ではないかと思う。市民1人でも可とするか、人数までは難しいが、1つ言えるのは議員の連署は必要だろう。

牛尾委員長

少し説明不足だったが政治倫理条例で審査請求ということは、恐らく議員の失職や身分に係ることが多いと思うので、相当重要な問題になってくる。その辺も考慮して考えていただきたい。

佐々木委員

市民の場合は他市の例でもあったように、100人単位という相当な数が必要である。100分の1とか。数でいうなら何百人という形でないと、その辺の一部仲よし単位ではできない数が必要だと思う。最低でも100人以上が必要。

あと議員については、これも結構定数の5分の1だとか2人以上だとか、一定数が他市では出ていたが。今の2人以上の数は必要かとは思ふ。

小川委員

議員だけでなく市民からも請求できるというのは賛同できる。ほかの自治体を見ると、それが一般的なスタンスになっているようである。今でも最低議員2名以上になっているので、これは記録しながら、市民の関係については、ただ人口がどんどん減っている状況があるもので、何

人と決めるとその割合が変わってくる可能性がある。有権者の数の何分の何という表現のほうがよい気がしている。やはり相当数が必要だと思う。

西田委員 会派の中でも一応意見を出してもらった。最初に委員長が言われたように議員の身分にかかわるほどの相当重いことなので、審査請求する場合には議員のある程度の人数、もしくは他市の例のように、ある程度の市民数。結果的に数字までは出してないが、それなりの重いことなので、議員なり市民なりそれなりの人数が必要だという意見だった。

笹田委員 日南市と宇和島市の事例から、日南市は議員2名以上で宇和島市は議員3名以上なのだが、市民は有権者の100分の1以上の連署ということで、これを参考にしたらどうかと個人的に思った。

西村委員 議員は2人以上でよいかと思うが、市民100分の1となると五百何十人になりハードルがあまりにも高すぎる。せいぜい50人や100人くらいまでではないか。これでは市民とは書いてあるが実情で実施が難しいと言われたら、自分で考えても500人集めようと思ったら、賛同者が10人いれば別だがハードルとしては高すぎる。もう少し低めの設定、私のイメージでいうと100人までがよいところかと思う。

西川副委員長 他市の例も見るとやはり100分の1、厳しいかもしれないがそれでどうか。議員は2人ないし3人かと思う。

牛尾委員長 皆大体、議員については最低複数と出た。あとは市民の数だが、仮に議員の身分にかかわるようなことであれば例えば市長のリコールであるとかは結構ハードルが高い。議員の場合はハードルが低くてもよいのかということになるのだが。根拠を示してこのくらいだということを示していると思うので。供託金が返ってくるのは36分の1である。それが根拠になるとは思わないが、ここをきちんと理由づけできるような数字があれば、それを組み込めば、多い少ないは次の問題だという気もするのだが。

西田委員 そうすれば浜田市の有権者は4万弱だろう。

牛尾委員 4万4000人。

西村委員 有権者はそのくらい。人口でいうと5万強。

西田委員 その100分の1にすると400人くらいになる。先ほどの36という数字からいくと、もし有権者が3万6000人なら100人かなという数字が出る。100人あたりを基準に、もっと下げるか上げるか。先ほど西村委員が言われたように、100人集めるのもなかなか大変だろう。

笹田委員 これ、やるためにつくるわけではないので。議員が、市民から見ておかしいと思ったときに、この間もどこかでセクハラされた女性がリコールで失職した例もあったが、あのような事例がない限りは、開くようなものではない。普通にモラルのある方が議員になられているので、よほど罪を犯している感じがあるとか、まさにモラルに反しているなら、もちろん政治倫理審査会で議論してもらうことになるだろうが、よほどの

思いとなるとある程度ハードルを上げていかないと、何でもかんでもになる形の恐れもある。前回見せてもらった例を見ると、有権者の100分の1というハードルが一番多い。そういった意味でも市民はそれだけ興味があって、ここがおかしいという人数を集めていただかないと、簡単には開かないほうがよい。

また、議員は議員ほどわかるので、今2名以上なので2名以上で開催可能とすればよいのでは。開きやすいようにするものではないと思う。

佐々木委員
牛尾委員長
佐々木委員

今は100分の1で有権者500人くらいか。
440人。

その数がどうやって出たことにするのか。例えば署名をもって100人だということかなりハードルが低くなるような気はする。それで100人集めたと同じことになればそれほど高くないし、500ならそれなりの運動や民意がないと出ない数字かもしれない。100なら100で、どういうことをもって100人集めたとするか。署名だったら簡単にできる。カウントをどうするかによって数も変わってくるのでは。

牛尾委員長

この間の松江の住民投票条例は、全部チェックする。本当にここに住んでいるかどうか、番地があっているかチェックしてオーケーを出す。やはり決めるにしてもそういうものはつけないといけない。ただ、笹田委員がいわれるように、頻繁に開かれるようなものではないので、首にかかわることもあるので、一定レベル以上のハードルがないとおかしい。よほどのことがない限り、政治倫理審査会にかかることはない。ある種の意図があって、ある議員を的にかけようということがあっては決していけないので、そうならないような客観的に耐えられるものをつくらないと、我々の身分にかかわることでありおもしろ半分にはやってもらっては困るので。そういう意味ではハードルは高いほうがよい。その上で数字ということになる。皆の話は大体聞いたが、100分の1というのはどうか。

西村委員
牛尾委員長
西村委員
牛尾委員長
下間書記

松江市の審査請求はいくらだったか。

1万4000。

それを集めたのだろう。

規定は住民の何%だったか。

50分の1である。市の条例制定や、改廃への直接請求などは50分の1なのだが。

西村委員
下間書記

有権者の50分の1か。

はい。そういう根拠が選管での告示であるのだが、やはり少しハードルが高くて、直接請求の市条例の制定や改廃は50分の1だったり、投票実施の請求は6分の1など、どんどんハードルが上がっていく。

牛尾委員長
下間書記
牛尾委員長

だからハードルが高いのは当たり前なのだ。

はい。

これはどちらにしても一応ここで決めても、会派に持ち帰って議論し

西村委員
牛尾委員長
西田委員

てもらう。従前もそのようにしているので、とりあえず1つずつ決めていこうか。とりあえず市民は100分の1にしようか。

有権者の100分の1。

有権者の100分の1。

他市は100分の1以上というのと、100人以上というのが多い。人口を見て、茨城県水戸市は100人以上となっているが人口が27、28万人で100人以上となっている。100分の1にするのか100人以上にするのか。浜田市の場合100分の1にしたら400人。それは結構ハードルになると思う。

牛尾委員長

仮定で考えたときに、100分の1以上集まったなら恐らく相当な事案だと思う。それはそれで。

笹田委員
牛尾委員長

そういうことでないと逆に開けないようにしたほうが。

そのくらいのハードルは必要だろう。ただ根拠、理由としてなぜ100分の1なのかといわれたときに、他市の事例では圧倒的に100分の1が多いから、ということでよいのか。

笹田委員
牛尾委員長

ただ、100人以上にしても理由はいるので。

議員職の重さから勘案して、政治倫理審査会にかける以上は、100分の1くらい的人数は必要であるということを理由づけにする。それにどういふ根拠があるのかといえ、それが理由だと言うしかない。そのようにしよう。いかがか。

そうすると市民の場合は100分の1以上。これが議員だと2人以上。それでよろしいか。

(「はい」という声あり)

下間書記

今までの条例は議員だけだったが、それに市民を参加させてということか。

牛尾委員長

はい。それでとりあえず審査請求については仮決定でよろしく願います。

2番目は審査会の委員構成。今までは各会派からということで11名か12名か。

下間書記
牛尾委員長

条例上は13人以内となっている。

これも当初は、何か事案があつてつくったわけではないので議員だけでよいのではと。議員が議員を裁いてよいのかという大きな問題もあるので、当時はそういう考え方に及ばなかった。不祥事が何もなかったし。これは法律的には議員が議員を裁くなどなかなか難しいことなので、それなりの識見というか専門家などが入るべきだろうと思っている。これについてはどうだろうか。これも順番に意見を聞こうか。

沖田委員

議員が議員を裁くのは違和感があるように思うので、法律の専門家や、いわゆる有識者が数名入られるのはよろしいかと思う。

牛尾委員長
沖田委員

だいたいどのくらいだったらよいか。

今は13人以内になっているが。

笹田委員 下間書記	<p>検討結果が出ている。</p> <p>前回の特別委員会の中では、識見者6人とされたのだが、本当にこれでいくのであれば根拠や理由がいる。</p>
牛尾委員長	<p>例えば識見者だけでよいのか、議員をその中に一定数入れたほうがよいのか、その辺についてご意見を。議会のことが外部の人だとわかりにくいこともあるので、議員が入ったほうがよいならそれも踏まえていただけたら。</p>
沖田委員	<p>議員が入ったほうがよいとは思う。ただその人数が2人なのか3人なのかはどうなのだろう。他市では正副議長というところもあるのだろうか。</p>
牛尾委員長	<p>議長が指名した議員という例はあったろうが。</p>
沖田委員	<p>何をもとに指名するのだろう。</p>
牛尾委員長	<p>沖田委員が、自分の思う意見を言えばよい。</p>
沖田委員	<p>なるほど。議長が指名した2名でよいのでは。民間人は6名の全体で8名。</p>
佐々木委員	<p>識見者だけがよい。識見者はそれほど数が多いわけではないので、5人や6人くらいで。もし参考までに議会の様子が知りたいのであれば、正副議長でも呼んで別に聞けばわかることなので、議論の場に議員が入るのはあまりよくない。</p>
小川委員	<p>識見者だけで6人でいいと思う。議員は入らなくてよいと私は思う。必要なときに決められて議員から事情聴取したいということがあれば、その限りではないが。</p>
西田委員	<p>識見者だけでもよいという意見だったのだが、ただ、議会の仕事内容、中立的な考えの議員がいてもよいのでは。会派や政党にかかわらず中立的な議員がおられたほうが、より議員の仕事がわかる人がいたほうがよいのではという声もあった。結論には至ってない。</p>
牛尾委員長	<p>では1名プラス6名くらいにしておこうか。</p>
笹田委員	<p>議員は2人入って、議会のこともきちんと話をしたほうがよいと思う。</p>
西村委員	<p>私も議員は入らないほうがよいかと思う。事情を聞くのであれば都度、議会の様子を聞くほうが、決めやすいのでは。</p>
沖田委員	<p>訴えられた内容にもよると思う。議員としてのモラルの問題なら議員が入るべきかと思う。あからさまに社会的な問題なら議員は要らないのかもしれない。ケースバイケースかと思う。議員は要らないとうたっていると入れなくなるのかと思うので、必要に応じてという解釈。</p>
西川副委員長	<p>議員は入れないほうがよい。人数は今と同じで。</p>
牛尾委員長	<p>こうして見ると、識見者だけでよいのではないかという意見が少し多い気がする。それはそれで、議会のことがわからなければ参考人で誰か来てもらえばよいという意見も出た。どうだろうか、ほぼ均等に割れている。あまり難しく考えずにまとめたいたのだが。識見者と例えば議長団から1人だとか、もしくは事案によって参考人を正副議長から指名する</p>

笹田委員

ような附帯意見をつけるとか。どうだろうか。

もしそうなったときに、例えば先ほど沖田委員も言ったが中身がわからないまま呼ばれたとしても、どのように委員会が進んでいるかもわからない中で、なかなか答えにくい案件も出るのではないか。ある程度中身や議論がわかりながら、把握する。議会や議員のことなので、議員も責任があると思うので、1人でも入ったほうがよいとは思いますが。この間の件で、識見者だけでやっても多分わからなかった。過去2回やった政治倫理審査会の際の例からすると、なかなか判断しづらいのではないかと。委員として出たので。

古森局長

資料5番目の防府市、議員及び学識経験を有する者のうちから議長が委嘱するという言葉がある。要は都度何人に編成するかは議長判断によるというイメージなのだろう。そうすると、学識経験者のみにするのではなく、少し緩い言い方をしているところもある。

西田委員

最初から名前を書いているメンバーではなく、都度案件によって。そのほうが柔軟性がある。

古森局長

ただ、学識経験者がすんなり選べるのかという点に、まだ問題があると思うが。そういう言い方のところもある。

下間書記

この中から会長を選んで議事進行する方を選ぶ、それが議員になるか識見者になるかの問題がある。

西村委員

いずれにせよ議員が加わるとすると、議員を誰にするかでちょっとした議論になる。議長が決めるというが、議長が審査対象になる可能性もある。そういうことを決めておかないといけない。

下間書記

だからこそ決めにくいのかもかもしれない。

牛尾委員長

過去の2事例からすれば、訴えが出た時点でどういうものなのかはわかるので。議員の中では名前が全然わからないというケースが1つはあったか。ただそれは適当な方を呼んで参考人招致で聞けば、ある程度わかると思うが。

佐々木委員

ケースバイケースで、議会の議員がかかわるような案件もあれば、全くかかわってない、市民が問題にしてくるようなことも当然あって。それをどう裁くかは、会議の中なのか前なのかかわからないが、まず情報把握のためにそれなりの経緯の説明を誰かがすることになると思うので、一定程度は委員メンバーはいろいろなことがわかった上で会議に入っていく流れになると思う。そうすると先ほどの事例のような、誰をどう選ぶかわからないようなところでは、なかなか委員を決める段階から難しいことになるので、ある程度、人選において識見者をどの辺の先生にお願いしておくとか、議員が入らずにやる場合を想定していくと、事前に関係議員がいるとすればそこからいろいろな情報を提供してもらって、それから会議に入るという流れが一番、形としてはつくりやすい。いざその場になって誰にやってもらうかということになれば、それだけで結構大きな議論になる。始まるまでに時間を取ってしまうことになりかね

ないので、決め方としてはそれが一番よいと感じた。要するに識見者のみの場合で、議員からいろいろなことを聞く場合には、それなりのことをやりながら会議に入っていくのがよいのでは。議員は最初の意見を聞くのも、そういうケースがなかなかないので、意見をしっかり聞くこと自体も難しい気がする。

牛尾委員長
佐々木委員

政治倫理審査会はよいものではない。これほど出たくないものはない。もっといえば議員という1つの職で頑張ってきた者同士なので、なるべく変な後腐れみたいなものはつukらないほうがよいし、そういう意味でも、議会としての機能を果たす意味でも、そのほうがよい。

牛尾委員長

過去2例は考えてみれば、議員が議員の足を引っ張るような事案だったといってもおかしくない。それは本当に、本人の弁明もあったが、非常に後味が悪い。しかも1回は議会だよりの1ページを割いて、ある議員に問題があったことを報告した。本当に、議員は絡まないほうが。識見者のレベルもあろうが、そこで判定してもらったほうが気が楽。かんでいると結果について責任が生じる。

笹田委員

逆に、前回は思い出して、議員だからまだ何とかあったが、識見者がそれを判断したときに恨まれたりする可能性も十分ある。ないのが当たり前なのだが、そういう意見をしたら何か言われたとか、その議員から誹謗中傷を受けるようなことがあってはいけないと思う。そういうことがあれば識見者は誰も受けなくなる。そういうことも考えないと、受ける人もいなくなるし、人も、やったことに対して判断をしないとイケないのだが判断しづらくなるのでは。

西川副委員長

前回は知らなくて想像なのだが、今回が前回と違うのは、市民の例えば100分の1から声が上がって出た案件は、ある程度客観的な事実が上がってくるので、前回とは内容が違ってくるのかという思いがあるので内容も変わってくるのかと思う。識見者だけでもよい気もする。

笹田委員

その場合と議員が出す場合は全然ケースが違うと思う。なので、柔軟に考えておいたほうがよい。恐らく住民から出たものにはマスコミも飛びつくだろうし、議員の失職につながるような内容でないとして出るので、その場合なら副委員長がいわれたようによいと思うが、議員から出るということは、議会内のモラル違反だとか、その場合はまた以前と同じようなことがおこる可能性もあるし、今回10月に改選もあり、どんな方が議員になれるかわからないが、事案が出たときにいろいろな可能性を考えておいてほうがよいのかと思う。それとこれとは全く内容が違うということは、考えておかないとイケない。市民から出る件と議員2人から出る件というのは。

牛尾委員長

議員のみの場合で想定されるケースと、副委員長が言った市民から出るケースは、大分違う。都度違うものをそれに合ったように対応する審査会委員を決めるのは非常に難しい。そうすると議員もいるし識見者もいるほうが、両方に対応できる可能性が高いかと思う。半々でなくても

佐々木委員

議員も少しいたほうが。

この場かけられる案件はかなり重いもので、市民が出すようなケースで、それを議員だけで出すことはないという話だった。議員が市民を巻き込んでいるケースはあるかもしれないが。そういう大きな案件で、識見者についてもその辺の企業の社長などでは絶対に無理なので、弁護士や司法書士など、民事裁判などにたけている人でないと公平な判断はできない。そういう人の判断なら、恨みつらみはそれでも出るかもしれないが、一応妥当な線を出されると思うので、そういう人たちの判断のもとに人選もしながら判断を仰ぐ流れで。議員を入れるのもどうしても反対ではないが、そうなる議員がそこで判断して意見するようなことでもなくなってくる気がする。

牛尾委員長
笹田委員

審査会の委員の問題は少しここで置いて、次回に持ち越そう。

今の案で2つか3つに絞れると思うので、また次回に絞ってもらって、その中で議論すればよいと思う。

牛尾委員長

了解した。正副委員長と事務局とで、皆から伺った案をいくつか絞り、それをたたき台にしてやるということで。

(「はい」という声あり)

3番目、審査会の公開について。検討結果は原則公開、やむを得ず非公開にする際は出席委員の3分の2以上の同意が必要となっている。これは政治倫理条例をつくる時に、議員の身分にかかわることなのでそれは非公開だろうと前回決まった。議員が裁くし議員がターゲットにするのだから公開はまずいだろうというのが当時の議論だった。そうはいえ、浜田市議会はどんな会議も原則公開なので、指摘を受けているように整合性が取れない。原則公開とだけは書き込ませていただかないと整合性が取れないことになるので、これは了解いただきたい。

ただし書きの部分は、当然案件についてはこういうことが想定されるので、これも書き込んでおかないと難しい事態が起きるのではないかと思うのだが、この辺についてはどうだろうか。

沖田委員

私もただし書きが必要だと思う。原則公開の後に、ただし3分の2といった縛りは必要かと思う。

佐々木委員

よいと思う。

小川委員

よい。

西田委員

会派では全会一致で公開。

笹田委員

この検討結果でよいと思う。

西村委員

よいのだが、3分の2か、世間的には4分の3はないのか。

牛尾委員長

4分の3はよほどハードルが高い。本会議で4分の3という規定があるものがあつたような。議会解散ではなかったか。

下間書記

出席に関するところが3分の2である。

西村委員

こだわりはしない。

牛尾委員長
西村委員
牛尾委員長

それではよいか。

はい。

では、審査会の公開については原則公開、ただしやむを得ず非公開にするときは出席委員の3分の2以上の同意を要するというで決めた
い。

下間書記

今、うちの条例が現状で書いてあるように、審査会の行う会議または調査審議の手続きは公開しないとなっている。調査審議の手続きという文言がほかの市ではあまり見られない。ほかの市でも、審査会の行う会議は原則公開などと書いてあるのだが、調査審議の手続きというのはどうということなのだろうか。

笹田委員
牛尾委員長

やるか、やらないかだろう。

これも当時は何もない中でつくったので、目の前にそういう事案があればもう少し文言もあったのだろうが、何もない中でつくったから文言とすればこれで違和感がなかったのだろう。今読むと違和感がある。時流に合ったように。

下間書記

なくてもよいのかとも思った。会議を公開するということが言いたい
のだから、そういう認識でよいか。

笹田委員
牛尾委員長

省こう。

現状を全部訂正して、原則公開で今いったような内容にやりかえる。

4番のその他、これも順番にいこうか。政治倫理条例の遵守の宣誓書
や誓約書を提出。これは恐らく当選後に、いろんな書類を出すことになるが、最初に出すことになると思う。資料のとおり4市がそういう仕様
を取っている。ご意見はどうだろうか。

沖田委員
佐々木委員

いらぬのでは。

この前、このことで最初にいった意見は、宣誓書の捉え方が違って
いて、こういう審査があったときに結果が出たことに対して従うという
宣誓書だと思った。それなら意義があると思うが、これはどういうものか。

下間書記

政治倫理審査会の基準を守る。条例を守るという意味で。

佐々木委員

基準を守るとは、従うということか。

下間書記

守る、という宣誓書。

牛尾委員長

政治倫理審査会にかかるようなことをしないというもの。

笹田委員

かかるということは守らなかったということ。だから意味がない。

牛尾委員長

職員も正式採用のときに宣誓書がある。職務規程に従うという。事例
は4市しかないのだから、あってもなくてもよい気もするが。

佐々木委員

書いたからといって守らない人は守らないだろう。しかし一定程度や
る価値はあるのではないかと思う。

小川委員

なくてよいと思う。

西田委員

あまり意味がない気がする。

笹田委員

いらぬと思う。

西村委員

私も不要。

- 西川副委員長 もしあったときに、後々裁判でそれが何か効力を持つなら。ないなら別になくてよいと思う。
- 牛尾委員長 大体の方が必要ないのではということなので。あってもよいような。この件は今回これ以上議論するのはやめよう。
- 就業等の報告義務を明記というのがある。これは多分、請負か何かの関係があるからだと思う。例えば土建業の社長が議員になったときに、市との請負契約など。あの辺が引っかかってくる。どこか法律があって、その企業の売上か何かの2分の1以上を市との直接契約、請負などでやる場合にはそこにつけない。
- (「兼業の禁止」という声あり)
- 兼業の禁止規定というのがある。
- 下間書記 今タブレットに配信したのが鹿嶋市の条例なのだが、第5条にある。就業等の報告と公開義務として、かなり詳しく書いてある。
- 牛尾委員長 こういうことのために、ということなのだろう。浜田市議会でいえば、個人名は上げられないが社長がかわられたという話は聞いたことがある。自分の企業のために利益誘導する恐れがありそれを排除する意味である。
- 佐々木委員 こういう趣旨の規定はほかにないのか。
- 下間書記 政治倫理条例の中に、請負契約に関する遵守事項というのがある。もともと地方自治法にも書いてある。それとは別に、就業等を報告する。自分がどんな職に就いているか取締役など大きな役についているという報告義務を、別に載せているのが笠岡や鹿嶋である。就業等を報告する義務。だめだといっているのではなく報告してくれというもの。
- 佐々木委員 そういう立場になるのがだめだというのは。
- 下間書記 請負契約のときはだめとされている。だからこれがなくても別によい。報告をしてもらうことによって、よりわかる。
- 牛尾委員長 初めて議員になった人がある会社の社長で、市からの請負契約を通常的にやっている人は気がつかない場合もある。それは当然地方自治法に引っかかるので議員になった以上は指摘を受ける。そうするとこの報告書があってもなくても自治法上の規定はあるわけで。
- 下間書記 自治法の規定はある。
- 牛尾委員長 上位法になるかはわからないが。だから報告の義務ということと、これは問題があるということはまた別なので、そうすると報告義務だけならあまり意味がない気もするのだが。
- 下間書記 前に西村委員がおっしゃった、特にこの政治倫理条例でうたわなくても、そういうのは別のところで報告するようにしてもらってもよいのではと。
- 西村委員 条例でいえば規則みたいな位置づけで。やはり誰がどこに勤めている、どういう職についているかくらいことは、事務局が知らないようではまずい気がする。これとは別問題かもしれないが。
- 牛尾委員長 当選後に自分の経歴などいろいろなものを出すが。

下間書記	身上報告はしてもらっていて手書きで出してもらおうのだが、それが変更になったときに必ず言ってもらおうよう最初には言うのだが、何年もたつとなかなか。
牛尾委員長	この就業等の報告義務を政治倫理条例の中であえて書かなきゃいけないと、違うところで書かないと思う。必要がないと思えばそのように言ってもらえば。
沖田委員	必要ないのかな。政治倫理条例なので。
佐々木委員	当たり前前に本人にそれが自覚できるようなところがあれば、ここに書く必要は特にない。
小川委員	必要はないと思うが、書いてあるということはもしかしたら、政治倫理条例に引っかかりやすいのがそこだということを想定されているからこそ書かれているのかとも思ったのだが。先ほどの次長の説明で、自治法に規定があつてそれが縛りになるなら、あえて政治倫理条例に記載する必要はない気がする。
西田委員	自治法上にそれがあつたら政治倫理条例にはあえて書く必要はない。
笹田委員	同意見である。
西村委員	私も。
西川副委員長	なくても。この条例をあまり重くしなくてもよい。
牛尾委員長	ということで、これは終わる。多分、いろいろな市が後から政治倫理条例をつくるときに、他市にないものをつくろうと努力された結果がこういうところに出ているのではないかと推察する。 続いて、税の納付証明書の提出義務について。これは事例が1市ある。これはどうだろうか。
沖田委員	これも私は必要ないように思うが。なぜ納付証明書を出せといわれるのか。仮に議員以外の所得もあつていろいろしているのか、変な話、わかってしまうのでそれもいかなものかという気もする。
佐々木委員	普通、税金を払わない人は減免を受けていたりしているので、当たり前前に払っている。証明書を取って出すのも結構手間がかかるし、市民の責務なので別に出す必要はない。
小川委員	必要ない。
笹田委員	一緒である。
西田委員	一緒である。
西川副委員長	一緒である。
牛尾委員長	では次にいく。前文に議会基本条例についての明記をしたほうがよいのではないか。これは複数の市が書いているが。どうだろうか。
西田委員	それは別に、あつても差しさわりのないと思う。議会においては議会基本条例が一番なので、これをもとにいろいろなものがあるので、何ら問題ない。
笹田委員	どちらでもよい。
西村委員	私もどちらでもよい。

沖田委員	どちらでもよい。
西川副委員長	議会基本条例が最高規範なら書いてあってもよい気もするが、どちらでもよい。
牛尾委員長	これがあるほうが格調高いのは間違いない。そうすれば、我々議会も格調が高いほうがよいだろうから、正副に任せていただいて、できれば前文を入れるということでご了解いただきたい。よろしく願います。 (「はい」という声あり)
西田委員	次、政治倫理基準の規定について。最近でいえばパワハラやセクハラなどいろいろ言われていて、そういうものを書き込んでいる議会もある。広域的な課題からいえば、世間が問題にするような一定の事例くらいは書き込んでおかないといけない気もするのだが、これも皆の意見を伺いたい。
笹田委員	あまり細かくまでは必要ないと思うが、ある程度の大きい形のものを書かれてもよいかと思う。
下間書記	「職員に対して職務遂行を妨げる」の部分だが、書いてほしそうな顔をしている方が。
笹田委員	そのようなことは言ってない。
牛尾委員長	それが難しいところで、聞きに行ったりすることが職務遂行を妨げる恐れもある。その辺が難しいかと思う。
笹田委員	文言についてはこれが最終ではないので。ただ例として上げている。人権について入ってないので、そこはプラスで一文入れてもよいかと思う。
西村委員	もう少し具体的に書いたほうがよいということか。もう少し具体性のある表現に変えたほうがよいということか。
牛尾委員長	ハラスメントと職員へのという2つは書き込む候補に上がっている。
下間書記	本当にそのような意図は全くない。
西村委員	あってもよいとは思う。
牛尾委員長	この例文については事務局と正副委員長とで意見交換をした結果を書き上げたものなので、それ以上の誤解はないように。
沖田委員	具体的にこれはだめ、これはだめ、という書き方は恐らく難しいと思うので、比較的、理念的なもの、概念的な文言にするべきかと。
牛尾委員長	そうするとハラスメントと書くよりも、人権侵害という言葉のほうがよいということか。
沖田委員	はい。ハラスメントは捉え方もあり具体的には書かれないかなと。
佐々木委員	具体的なものはないほうがよい気がする。
牛尾委員長	一覧表を配信してもらえるか。
下間書記	はい。
牛尾委員長	結構具体的に書いてある市がある。
笹田委員	職員については明記してもよいかもしれない。
西田委員	それはよい。

牛尾委員長	もう少し突っ込んだ例を次回示そうか。その上で、入れたほうがよいと思う文言を示していただきたい。
	(「はい」という声あり)
笹田委員 牛尾委員長 下間書記	続いて6番、請負、市との契約に関する規定について。 もう地方自治法に定められているから、先ほどの件と同じ扱いになる。地方自治法のほうが上位法だから。 先ほどののが、市によっては2親等など、どこまでをというの。浜田市は「自らが役員と同程度の執行力」としかない。
笹田委員 下間書記	地方自治法にはうたわれていないのか。 ない。市によっての書き方で、うちは「契約の締結の自粛を求めるよう努めるものとする」とあるが、市によっては「市との請負契約を辞退しなければならない」としている。
牛尾委員長	公平な入札の中で、自分の企業に落札しても問題はない。自分の企業が落札するように何かしたなら問題だが。本業の売上の半分以上を占める場合には引っかかるのではなかったか。
下間書記	はい。個人事業主なら金額に関わらず抵触する。法人だったらそういう考えだが、個人だったらだめ。
牛尾委員長 西田委員	でもそれは地方自治法にうたってあるのだろう。どうだろう。 少し細かいことだが、議員は自治会長にはなっても、嘱託職員にはならない。あれは直接市から報酬があるから。そういうことがある。
牛尾委員長	一時期、町内会長もなるべく受けまいという話をしていた。最近はその辺が崩れているのだが。
下間書記	今もされているか。
牛尾委員長	行政連絡員と町内会長がだぶっている場合、お金が配られるが、そのお金を全部町内に入れていない人と、個人の通帳へ入れている人とがある。そこが問題ではないかという話がかつてあった。そういうことを言われないように、町内会長は受けまいと15年くらい前に話し合った。最近町内会長は輪番だから受けている方もいる。
西村委員	もらったものは出せないだろう。
牛尾委員長	もらった分をスルーして町内会費に入れているところもある。
下間書記	町内によって仕組みが違う。
西村委員	市から誰に出すか決まっている。
下間書記	市は個人に出している。
西村委員	それをスルーさせるといっても、それは通らない話である。
下間書記	多分、嘱託員報酬をもらうからといって、それがだめと法で決まっているわけではない。請負でもない。金額も数万円程度である。議員がそういう役につかないようにというのは議員同士の申し合わせのようなもの。
牛尾委員長	17、18年くらいにそういう話をしたのではなかった。
西村委員	そういう話は記憶にある。しかし中にはなり手がいないところもある。

笹田委員
牛尾委員長
笹田委員
牛尾委員長

うちは若い者ばかりで会長はできないと言ったら批判を受ける。
今は輪番が多いから。
はい。だから副会長はやったが、お金が発生することはなかった。
どうするか、触るまいか。皆がそれほど気にされてないことを書きこむこともない。ただ、戸数の多い町内によっては月十数万になる人もいて、あれがなかなか役を下りないから下ろしてくれという相談があるが、それは大変である。過去に何度かそういう相談を受けたことがある。
では、大体の委員の反応が悪いようなので、この件は置こう。
ここまで我々が議論した中で、何かつけ加えること、漏れがあれば発言いただきたい。
ないようなのでこれで置く。

議題 3 その他

・ 請願者等の意見陳述の機会について（案）の検討

牛尾委員長
下間書記
牛尾委員長
笹田委員

この件は2つ受けたのだったか。
3つくらい。
3つを議論するには時間が足りないの。
3つの陳情は、恐らく事務局が書いた案のところで整理すれば、3つとも入る形になっていると思う。これをしっかり議論して決定すれば、事足りるのではないか。

牛尾委員長

どうするか、やれば半過ぎになりそうだが。3月定例会議には対応できるようにしたい。

下間書記

ざっと説明して、検討してもらいたいところが数か所あるので、それを会派に持ち帰り検討してもらってもよい。

牛尾委員長

了解した。

下間書記

タブレットに配信した資料をご覧いただきたい。請願者等の意見陳述の機会について（案）ということで、11月20日の議会運営委員会で、こういった方向性で進んでいこうということは決まったので、細かい部分の検討をこの議会改革特別委員会で検討していく流れになっている。

（以下、資料をもとに説明）

続いて2番目のところは検討が必要なのだが、例えば定例会議初日の委員会で意見陳述してもらおうかどうかを委員会で諮ることが必要かどうか。基本的に意見陳述したい人にはしてもらおうというスタンスで進めるなら、委員会の中で可否を決める必要はないのかとも思う。これを委員会の中で決めていくとすると、委員会ごとに判断が異なることも生じると思うので、どちらがよいかをまた検討していただきたい。

3番目、審査時の委員会において意見陳述を希望する請願者等は意見陳述を行う。意見を述べてもらうにも制限時間は必要だと思うので、それを何分にするか。1件につき何分とするのか、1人につき何分にするのかを決めていく必要があるかと思う。

4 番目、所管委員会の委員は請願者等に質疑を行うことはできるが、請願者等は逆に委員に質疑を行うことができない。これがよいかどうか。これは今までの参考人招致と同じやり方である。

4 番目、そのほかに必要な検討項目、ここも検討していただきたい。請願者等の意見陳述の期間を設けることとした際の規定、例えば議会基本条例や委員会条例にわざわざ規定するのか。もちろん規定は必要なので、決裁処理で済む何らかの規定はつくるが、もっと上位の条例にうたうかどうか。

2 番目、請願者等から請願書以外の説明資料の配付の可否。それを受け付けるかどうか。時間も限られているし、当日に陳述してもらうなら事前に資料を、もしもらおうとすればもらっておかないと、当日配付で見てもらっても審議の参考にしにくいと思うので、事前にもらうようにするのか、そもそも説明資料を受け取るのか。

3 番目、同一趣旨の請願等が再度出た場合の対応。これまでも請願・陳情で似たような趣旨のものが何度か出ているのだが、そういったときにどうするのか。思いを聞くスタンスを重視するのであれば、この間出たのと似ているからだめとするのではなく、お話ししたい意見があれば受けるスタンスでもよいし、そうするとずっと同じことを聞くこともあり得る。ここも検討していただきたい。

4 番目は先ほどいった時間制限について。1人当たりの時間なのか、1件につき何分なのか。

5 番目、意見陳述の場は委員会中のどの時点で行うか。通常だと請願等の審査は後ろのほう、まずは議案の審査をして請願、陳情という順番なので、意見を聞くとなればずっと待っていただかなくてはならない。しかしこういう仕組みをつくるなら、陳情や請願を先に持っていきやり方もあると思うので、そういうところの検討である。

米印は意見陳述の際の請願者等への費用弁償はない。これは、議会が要請する、ぜひお話を聞かせていただきたいとして参考人招致の場合は費用弁償を支給するが、逆の場合は出す方法が今のところないので、費用弁償は出せない。意見陳述する場合でも、趣旨など書面でわかるようこれまでどおりしっかりした請願書や陳情書の提出は必要ということは注意点だと思う。

今言った、何か所か検討してもらわないといけないところがある。そこを委員に、会派に持ち帰ってもよいので検討してほしい。できれば、せっかく進められるのであれば3月定例会議からスタートしたいと思えば、それまでの議会運営委員会で確定していかないといけない。

次長から説明があった。できればこの件に決着をつけて、3月から実施したい。今年もう1回できないか。年明けでもよいか。

今は定例会期中なので、検討してほしい内容について会派の意見を聞ける時間があるだろうか。あるなら年内か年明けか。

牛尾委員長

下間書記

牛尾委員長

年内どこかでやるか。1回ではおさまらないだろうから。26日は午後から何かあつただろうか。局長、臨時会議はどうなりそうか。

古森局長

年内にはある予定である。

(以下、日程調整)

牛尾委員長

少し変則的だが、16日の本会議終了後に今の件だけ扱うということで。

(「はい」という声あり)

以上で本日の会議を終了する。

(閉議 15時41分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭

⑩